

令和2年度第2回 新発田市地域公共交通活性化協議会 議事録

1 日 時 令和2年8月25日（火）午後2時～3時30分

2 場 所 健康長寿アクティブ交流センター 屋内広場

3 出席者

委 員	所属団体・職名	備考
下妻 勇会長	新発田市副市長	
加藤康弘副会長	新発田商工会議所事務局長	
齋藤 亘委員	新潟交通観光バス（株） 新発田営業所長	
庭山奈津子委員	新発田市ハイヤー・タクシー協会会長	
武田 達也委員	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所計画課長	
高橋 秀典委員	新発田地域振興局地域整備部長	代理出席：道路課 服部課長
大滝 一仁委員	新発田市地域整備課長	代理出席：地域整備課 宮村課長補佐
小池 敦委員	新発田警察署交通課長	
小島 修委員	NPO 法人七葉理事長	
小野 孝男委員	新発田市自治会連合会	
渡辺 肇委員	川東地区自治連合会	
齋藤 啓一委員	松浦地区公共交通協議会	
佐々木凜太郎委員	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部交通企画課長	
大田 尊博委員	国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局首席運輸企画専門官	
仲野 浩将委員	新発田地域振興局企画振興部長	
久志田 実委員	日本労働組合総連合会新潟県連合会下 越地域協議会事務局長	

事務局（市民まちづくり支援課）
渡邊誠一課長、太田貴輝室長、佐藤芙美子係長、蒲木みゆき主任、 田中俊介主任

4 会議概要

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

御多用の中、第2回目の会議にお集まりいただきありがとうございました。4月の第1回の会議以降、リーダー計画の協議や新型コロナ対策の補正協議など2回の書面協議をさせていただきました。とりわけ、コロナ対策の協議は、私どもの臨時市議会での承認の関係もございまして、短期間での協議となりましたことをこの場をお借りしてお詫び申し上げますとともに、ご承認をいただきまして感謝申し上げます。

さて、今年は、新型コロナに加えまして、大雨の災害がございました。そして猛暑と地球全体が新型コロナと異常気象で揺れているところでございます。特に、コロナの関係もございまして、移動の自粛等々、様々な要因で人の動きが鈍くなっております。最近ここにきてようやく、6月以降になって、徐々に利用が回復してきているデータがございまして、高校生の利用が戻ってきたことが大きいと報告を受けております。こうした高校生を含めた利用者みなさんの支えになっていることを改めて実感しているところであります。

公共交通事業は、どうしても利用者数に目が行きがちになりますけれども、昨年度のような状況に戻るには、もう少し時間を要すると思っております。コロナ禍でも市民の足を支え続けることは、大切でありますので、しっかりと運行を継続してまいりたいと考えております。今日の会議も有意義な会議となりますように、さまざまご意見を頂戴したいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、開会に当たっての挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

(3) 新任委員の紹介

前回の会議以降、役員改選などにより交代された委員として以下の2名を紹介。

- ・NPO 法人七葉 理事長 小島 修 様
- ・新発田市自治会連合会 理事 小野 孝男 様

(4) 議 事

○議長

まずは、本日の会議であります。規約第9条第2項の規定により、過半数以上の委員の皆様から出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

【第1号議案】新発田市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

事務局から資料に基づき説明後、質疑に入る。主な説明内容は以下のとおり。

- ・関係する所属・団体等の「新発田ハイヤー協会」を「新発田市ハイヤー・タクシー協会」に改める。構成員の「川東自治連合会」を「川東地区自治連合会」に改める。
- ・施行日を令和2年4月1日とする。

○委員

3ページと7ページで松浦地区公共交通協議会の記載有無に違いがあり、名簿を見ると入っているものが正しいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

大変失礼いたしました。3ページの記載に誤りがあり、川東地区自治連合会の下に松浦地区公共交通協議会が入ります。大変申し訳ありません。この場で訂正をさせていただきます。

○議長

大変申し訳なかったということでございます。しっかりと対応してください。大変失礼いたしました。

質疑終了後、議長から諮り、全員異議なく承認された。

【第2号議案】令和元年度事業報告及び決算報告について

事務局から資料に基づき説明後、質疑に入る。主な説明内容は以下のとおり。

- ・市街地循環バス（あやめバス）について年間利用者数は75,533人、前年度比で▲2,744人であった。G.W.の10連休、小雪、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと考えられる。
- ・川東コミュニティバスについて年間利用者数は40,760人、前年度比で▲7,944人であった。11月、12月のみ前年度の利用人数を上回っていた。高校生の定期利用が減ったと考えられる。
- ・まつうら地区デマンド乗合タクシーについて年間利用者数は2,258人、前年度比で+685人であった。地域が主体となって実施した乗り方教室の影響により増加したと考えられる。
- ・歳出の事業費について予算額の85,267,000円に対し、決算額は70,402,427円であり、差額は▲14,864,573円であった。この主な要因は地域内フューダー系統確保維持費国庫補助金の額の確定による。

質疑なし、議長から諮り、全員異議なく承認された。

【第3号議案】新発田市地域公共交通網形成計画の進捗状況について

事務局から資料に基づき説明後、質疑に入る。主な説明内容は以下のとおり。

- ・路線バスの年間利用者数は55,267人、目標値は122,783人であり、未達。計画策定時から路線運行の状況が変わり、策定時の11路線から7路線に減少している。
- ・コミュニティバスの年間利用者数は92,739人、目標値は118,000人程度であり、未達。高校生の人数の減、新型コロナウイルス感染症による休校の影響。運行内容等の見直しにより、スリム化等を図る必要があると考える。
- ・地域における検討支援体制の構築数は7団体、目標値は8団体であり、未達。学校統合の検討を進めている豊浦地区について、令和元年11月に検討委員会を立ち上げたため、平成30年度からは1団体増になっている。
- ・公共交通の利活用を推進する年間取組数は12件で、目標値も12件であり、達成。今回の報告で唯一目標を達成した指標。公共交通を知ってもらう講義を行うなど高校生向けの取組を実施したこと等により、達成できた。今後もこの状況を維持できるように利用促進の取組を積極的に進めていくとともに、地域が主体的に取り組んでいけるような形をサポートしていきたいと考える。
- ・あやめバスの年間利用者数は75,533人、目標値は81,704人であり、未達。令和元年度は雪が少なかったことや新型コロナウイルス感染症の影響で12月～3月の利用者数が大きく落ち込んだため、平成30年度からも2,700人程度減少している。
- ・新発田市地域公共交通網形成計画の事業進捗状況について、全事業数44ある中で、令和元年度は、実施中21、一部実施18、未実施5であり、平成30年度と比較すると一部実施から実施中に1件移り、未実施から一部実施に1件移っており、計画の全体で見ると進捗が図られている状況である。

○委員

路線バスの年間利用者数の達成状況で目標値の再設定が必要になっているとある。利用者数について平成29年度は11万人程度で平成30年度から約半減しており、平成30年度に11路線から7路線になっているが、その影響で利用者が減少しているのか、さらに落ち込んでいるのか分からない。新しい目標値を設定すればその評価はできると考えるが、どのようにいつ再設定をするのか教えていただきたい。

また11路線から7路線に減少させたことについて、通常は利用者が少ない路線から廃止すると考えている。路線数で11路線中の4路線を廃止とすると40%弱の減少に対し、利用者は50%弱減っているため、利用者が減少しているのか利用者の多い路線が廃止されているのかを把握しないと数字の評価をできないと考える。その辺りを明らかにしていただきたい。

達成状況でこのようにしていく必要があるとあり、分析するとそのようになると思われるが、具体的に実施する予定があるのかないか分からない。もちろん目標が未達になった指標の全ての見直しをする必要はないが、必要があるとされているものについて対策を実施するかしないかが分からないと改善の提案ができないと思うので、教えていただきたい。

○事務局

目標値の再設定について、計画策定の時点から今後の高齢化の中で、望まれる公共交通になるにはどうすべきなのか検討が必要になっており、現在見直しをしている。その見直しを今年度中に完了させたいと考えており、それに合わせて指標、目標の再設定を行いたい。

路線バスの利用者数が平成29年度から大幅に減少していることについて、本来であれば路線バスの見直しを行った時点で代替運行により利用者が移行していれば良いが、平成30年度の見直しの時点においては、コミュニティバス等の代替運行をしておらず、現行の路線運行を見直し、それを利用していただけると見込んでいたが、利用者が移行されなかったため、利用者数が減少している。路線の見直しについては、利用者数が少ない路線を優先的に実施しており、利用者の多い路線は減便で対応している。

対策の実施をするかしないかについて、すぐに着手できるものできないもの、着手したとしても時間がかかるもの等いろいろ状況が異なるが、達成状況等に記入している方向性について、そのように進めて行きたいということで着手している部分も記載しており、その方向で進めて行くということでご理解いただきたい。

目標3②の下校に対応した運行ダイヤの見直しや、鉄道とバスの接続をよくするという部分について、高校生を対象に実施したアンケートで非常に多くの要望があり、全てに対応して運行内容を見直すことは難しいと考えているが、最も意見の多い所にダイヤを寄せる等の見直しはできると考えている。鉄道について、JR 東日本に高校生からこのような声があるので、改善していただきたいという旨の要望書を提出している。少しずつではあるが、前進していると認識している。

○委員

路線バスの利用者数について、平成29年度から大幅に減少していることを問題視しているわけではなく、ご説明いただいたとおり利用者の少ない路線から廃止にしているということなら、令和元年度の5.5万人という数字は路線廃止や減便をした上でも少ないと見るのかどうなのか分からず、この数字を見ても議論ができないので、その辺りをはっきりできるようにしたら良いと考える。

目標の評価を実施している理由は点数による順位を付けるためではなく、それを受けてどう改善したかを評価するものである。次回は達成状況を踏まえてどのようなことをして改善したのかもしくは改善しようとしたのかを記載できれば良いと思う。

○事務局

路線バスの利用者数について、大きな見直しをしたのは平成29年度から30年度です。そして平成30年度から令和元年度につきましては、若干の減便程度でありますので、今の数字は安定していると考えています。来年度は資料を工夫したいと思います。

○委員

前回の収支でも触れたのですが、川東コミュニティバスは小学校の統合に伴う通学支援バスの側面もあるので、スクールバスを切り離せない。それ以外で地域の足として高校生や高齢者を運んでもらっている。そこをひとまとめにして検討し、バスを継続していくあるいは見直ししないかもしれないという表現に疑問を感じる。通学支援の要素のない単純なコミュニティバスであれば見直しするという表現でも良いと思う。今後も通学支援がセットになるバスについては区別して表現しないと、小学生や保護者は見直しにより減便されると不安を抱かれかねないと感じるので、区別して表現していただきたい。

○事務局

目標1の②や目標2の③の表現でしょうか。

○委員

そうです。あちこちにコミュニティバスについて検討して継続運行するという表現があり、もう少しきめ細かく通学支援は揺るぎないものであると思うので、しかしながらそうではない部分については検討しながら利用率を高めていくことは当然と考える。コミュニティバスとスクールバスをひとまとめにして、見直して継続運行をすとかしないとかような表現に疑問を感じる。

○事務局

全部まとめて見直しという表現になっているということですが、私どもも混乗方式という川東コミュニティバスの通学支援部分について削減や見直しはできないと分析しています。川東コミュニティバスは混乗方式で開始された経緯もあり、児童・生徒がいる以上、その通学時間帯について大きな見直しの具体策はないと考えていますので、記載はこのようになっていますが、一般利用者と通学支援者は別々であると認識しています。一般利用の日中のご利用のない時間帯のバスについて、地域の方からも空バスと言われているので、その辺りを見直したいという意味で書かせていただいたものです。よって、ひとまとめにしているのではなく、別々と認識した上で見直しを進めたいと考えています。ご指摘の表現は直させていただく方向で検討します。

○委員

ありがとうございました。その認識ということで安心しました。今後も通学支援の要望を聞いていますので、これまでと同じような要望かもしれませんが、よろしく願います。

質疑終了後、議長から諮り、全員異議なく承認された。

【第4号議案】川東コミュニティバスの運行内容の変更について

事務局から資料に基づき説明後、質疑に入る。主な説明内容は以下のとおり。

(1) 川東コミュニティバスの路線の延伸について

- ・地域住民の移動手段を確保するとともに、児童の通学支援を行うため、新発田営業所～川東小～南俣線について、南俣停留所から1.0km延伸し、長峰停留所を設置する。適用期間は令和2年10月1日から。運行は4月から11月末までとする。

(2) 川東コミュニティバスのバス停留所移設について

- ・移動するバス停名称は『安全橋』、移動先はセブンイレブン新発田川東店脇で、移動距離は約200m。川東方面のみの移設で、新発田方面の停留所は移動なし。適用期間は令和2年10月1日から。
- ・地域の方から、道路カーブ付近にあり、見通しが悪い状況に加え、児童の小学校通学時に安全面を不安視される声をいただいたことを受け、バス停の移設を行うもの。

○委員

停留所の移設について、地域住民から了承を得ているということですが、200mは距離があるという印象を受ける。説明資料の中にカーブ付近で見通しが悪く、横断歩道を渡ってから車道を歩かなければならないとあるが、移設予定の停留所近くに横断歩道があるのか。また移設予定場所もカーブ付近に感じるが、その状況を教えてほしい。

○事務局

資料のダイチ機材センターの下に住んでいる児童が多く乗車しており、停留所に行くために道路を横断する必要があります。横断歩道はコンビニの前に設置されており、それを渡ってから150m位道路脇を歩いて停留所に行っています。これを不安視する保護者や地域住民から、コンビニ前の横断歩道を渡ってすぐに停留所を持ってきたいという要望があり、地域と相談し、今回の移設案に至っています。資料では矢印の引き方でカーブに見えてしまうかもしれませんが、移設予定場所は直線で見通しの良いので、現在の場所よりも移設予定場所の方が良いと考えています。警察に相談した際、防犯カメラのあるコンビニ前は適しているとの見解をいただいております。予定場所に停留所を移設したいと考えています。一方で新発田方面行きの停留所については、現在の場所が良いとの事なので、移設をしません。子供達の安全面を考慮して移設を検討した結果、今回の案になりました。

質疑終了後、議長から諮り、全員異議なく承認された。

【第5号議案】新発田市コミュニティバスの自家用有償旅客運送の更新登録について

事務局から資料に基づき説明後、質疑に入る。主な説明内容は以下のとおり。

- ・現在の有効期間は、平成29年10月1日から令和2年9月30日までとなっており、地域住民の移動手段確保のため、引き続き自家用有償旅客運送を行いたいことから、有効期間の更新の申請を行うにあたり協議するもの。

質疑なし、議長から諮り、全員異議なく承認された。

【報告】

(1) 書面協議の結果について

令和2年7月17日付け、令和2年7月31日付けの2回の書面協議を行い、全ての委員から承認をいただいたことを報告。

(2) 乗合バス路線「次第浜線」の運行見直しについて

次第浜線が廃止となり、聖籠町が運行するエコミニバス「はまなす号」の運行ルートが変更となる。変更期日は令和2年10月1日から。当市利用者への影響として、運行内容に若干の変更はあるが、大幅な変更はないことから、利用者への影響は大きくないと思われ、運行便数が増えるとともに、運賃が安くなるため、利便性が向上する。

5 閉 会